

Title	家族生活と社会福祉からみた世代間関係：日仏比較研究
Sub Title	
Author	松村, 祥子(Matsumura, Sachiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.62 (2006.) ,p.283- 292
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告：学位授与者氏名及び論文題目：博士
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000062-0283

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

多くの留学生によって、東アジアの社会学的調査研究が蓄積されつつある。将来の共同研究や比較社会学につなげていければ重要な課題となるであろう。

以上のような問題点はあるが、本論文は、若者の就労意識という現代的な課題を、質的なインタビュー調査を駆使して、日中の国際比較において分析された初めての学問的成果である。よって、審査員一同は、本論文が慶應義塾大学大学院社会学研究科における博士（社会学）の学位を授与することが適当であると判断するものである。

博士（社会学）[平成 18 年 7 月 12 日]

乙 第 4058 号 松村 祥子

家族生活と社会福祉からみた世代間関係 — 日仏比較研究 —

[論文審査担当者]

主査	慶應義塾大学文学部教授 社会学修士	平野 敏政
副査	長崎純心大学教授 日本女子大学名誉教授 経済学博士	一番ヶ瀬康子
副査	慶應義塾大学法学部教授 社会学博士	有末 賢
副査	慶應義塾大学文学部教授 文学修士	浜 日出夫

内容の要旨

本研究の目的は、少子高齢社会における家族生活と社会福祉の世代間関係の現状と課題を明らかにし、各世代の自立と共同の方向を探ることである。研究は次のような観点と方法で進めた。第一に、家族生活の経済的表現である家計にあらわれた年齢別特性を明らかにした。第二に、社会福祉制度が家族生活とどのようにかかわっているかを検討した。第三に、各世代がどのようにして生活の自立を図り、共同の仕組みを形成していけるかについて考察した。特に日本とフランスの比較を行うことで、わが国の世代間関係の特色を把握した。

(1) 家計費からみた世代間関係

全国規模の家計調査を使用し、消費支出、非消費支出、消費構造、所得の水準、所得構造、社会保障給付等に関する日仏比較を行った。その結果、主として次のようなことが分かった。①一人当たり消費支出については、世代間格差の大きい日本に対して、フランスでは平準化されている。②直接税が日本では高齢期に急下降するがフランスでは平均的水準である。③食料費については、日本では 35～44 歳層で高く、フランスでは 65 歳以上で高い。④教育費は日本では 5%、フランスでは 1% 未満の負担である。⑤日本では 50～54 歳、フランスでは 45～54 歳で実収入が最大になっている。⑥所得の構造で

は、勤労所得中心の日本に比べてフランスでは資産所得、社会保障給付など多様な所得がある。⑦高齢期以外の年齢層への社会保障給付（住宅手当、家族手当、失業手当等）が高いフランスとは異なり、日本では老齢年金に偏した社会保障給付となっている。

日仏の家計調査は対象も方法も相違するため、直接比較することができないので、各国の全年齢を100として各年齢層の指数を出して相対的な位置をみるという方法をここでは採用した。また日仏比較では2ヶ国の対比しか見えないので、アメリカとも比較した。日仏米比較で興味深かった点は、日本で一人当たり消費水準が低下するのは35～39歳層であるが、アメリカではこの年齢層での落ち込みはない。フランスでは家族給付などでくい止められているがアメリカでは勤労所得の相対的高さで補われていると思われる。他の年齢との関係でみる高齢期の生活水準の高さは日本、アメリカ、フランスの順であり、35～44歳の生活水準の高さはアメリカ、フランス、日本の順になっている。

(2) 社会福祉とのかかわりでみた世代間関係

日仏両国ともライフサイクルに対応した総合的生活保障の体系をもっている。日本とフランスの社会福祉の共通点は、多くの財源と人材によって担われる大きな社会制度として普及、定着していることである。現在は、福祉改革に取り組み、これまで築いてきた社会福祉の運営方法、対象とする領域、財源・人材の確保などについて模索している。特に社会保険分野の年金および医療制度における拠出と給付をめぐる世代間関係の再編、社会保険と社会福祉の交差する介護保障分野の金銭、物、サービス給付のあり方や小家族化、共働き化に対応する子育て支援、障害のある人の自立と社会参加、多様なサービス供給組織の参入と地方分権化の進行する地域福祉、失業への対応、若者の自立促進等抱える課題と取り組み方には共通することが多い。

しかし、19世紀末から100年の間に、多面的な供給体制で利用制度としての社会福祉を形成してきたフランスと、近年変更されたとはいえ行政主導型の措置制度で発達してきた日本の社会福祉では次のような相違点がある。①生活機能補填型の日本に対して、フランスは生活構造強化型である。日本の社会福祉は生活困難に対して事後的に対応するというだけでなく分野別に制度と組織が並立している。フランスの社会福祉では複数の給付を組み合わせながら生活保障水準を保つようになっている。社会福祉の対象となる状況に総合的に対応するシステムになっている。また、生活支援の前提として住宅政策が位置づけられていることも日本と相違するところである。②家族手当においては世界の前衛を誇るフランスに比べて日本の児童手当は不十分である。早くから少子化が進行してきたフランスでは人口問題への対応もあったが、子どもや女性の権利の保持という点や家族尊重という点からも家族政策が展開されてきた。子どもの養育費補助だけでなく子育てをするために退職した人への賃金補填、一人親家庭への支援、養子を育てる家庭への補助など10種類以上の家族手当がある。子どものいない家庭に比べると子どものある家庭の消費水準は日仏共に低いがフランスの方が格差が小さいことは、家族優遇の税制や家族手当の効果であろう。③高齢期生活保障にも日仏の違いがある。日本では高齢期の所得保障は老齢年金で、介護保障は介護保険で、医療保障は高齢者医療で実施されている。フランスでは、老齢年金の下支えとして老齢ミニマム（高齢者最低生活保障—minimum vieillesse—）がある。また介護保障としては、税金でまかなわれ、所得比例で利用料を支払う自律手当（要介護者への手当—allocation personnalisée d'autonomie—）がある。フランスの高齢者（退職者）は日本の高齢勤労者と高齢無職者の中間の消費水準である。子どもとの同居率も低く、就業もしないフランスの高齢者が、独立した生活形態が維

持できるのは諸々の基盤的な生活支援策があるからであろう。

(3) 家族生活における自立と共同

これまでの研究を踏まえて、家計、子どもの養育、高齢者の生活に関する自立と共同について考察した。自立と共同の用語についてはさまざまな定義があるが、生活形成と生活保障を検討する立場からは、主体と活動をキーワードにして次のようにした。自立とは各主体が自由意志で活動できる状態であり、共同とは自立した主体同士の相互活動によって生み出される状態である。

①家計にみられる自立と共同

消費支出を世帯単位で見ると、30～40歳代の水準は全年齢平均の95%（日本）、115%（フランス）、112%（アメリカ）であるが、一人当たりになると80%（日本）、90%（フランス、アメリカ）である。高齢期（65歳以上）に関しては、世帯単位で見た場合、平均値の85%（日本）、70%（フランス）、105%（アメリカ）であるが、一人当たりでは120%（日本）、100%（フランス）、105%（アメリカ）となっている。

このように世帯としては同一水準にあるが、一人当たりで見ると、世帯人員の多いところでは低くなり、少ないところでは高くなる。現在では、世帯構成員が家庭内で社会的労働に従事することは少ないので、複数の稼働者がいない家計では世帯人員が少ないほど一人当たり生活水準は高くなる。また、年功序列型賃金体系が変更されつつある上に、個別企業からの家族手当も減少しているため、多くの世帯人員を抱える家計は厳しい状況になっている。世帯規模が最大になるには40～44歳（日本）および35～44歳（フランス、アメリカ）である。日本と仏米で少しずれがあるのは、成人した子どもと老親との同居が仏米より多いためであり、この年齢層の世帯規模は日本では4人、仏米では3.3人である。日本では35～39歳層でも3.5～3.9人であり、この年齢層の消費水準は全年齢の中で一番低くなっている。

家計にあらわれる年齢別格差は、労働や消費の歪みになるだけでなく、社会保険、社会福祉の負担と給付を巡る世代間の葛藤や対立を発生させている。日本の若年層における国民年金の不払い率の高さは社会制度への不信感だけでなく、家計費の余裕のなさが原因となっている。各世代の家計の自立には家計構成員の必要を満たすだけでなく、社会的に見て他の世代と比べて妥当な生活ができるという状況が必要である。特に自分たちの世代の将来設計の見通しが無いのに、他の世代のために負担をするのは難しい。特定の世代だけが社会制度の中で優遇されたり冷遇されたりしない均衡のとれた社会制度こそ個別家計の自立を支える共同の要件であり、自立した家計は共同システムの構成員となることができる。

②子どもの養育に関する自立と共同

出生率の低下と人口減少社会に直面して、日本ではにわかに子どもの養育への社会的関心が高まっている。しかし、子どもが個別家族の私的責任に大きく依存して育てられる社会と子どもの養育が私的責任と社会的責任の協働で行われる社会では、金銭的な側面だけでなく、社会的、文化的側面においても子どもを取り巻く環境が異なってくる。フランスでは教育費の個人負担がほとんどない上に、手厚い家族手当がある。また母子保健、保育施策においてもきめ細かな配慮がなされている。そうした社会的子育て支援も有効に機能して、フランスにおける合計特殊出生率は1.9（2003年）という水準を維持しており、低出生率に悩む他のEU諸国や日本等多くの国から注目されている。

本研究で明らかにした子どもの生活水準についてみると、フランスでも子どものいる世帯の生活水準は子どものいない世帯より低くなっている。特にフランスの一人親世帯の一人当たり消費水準は平均の

80%である。また、子どものあるカップルでも86%の水準であることから、家族手当等が相当充実してもなお、子どものある世帯の生活困難の状況が推察できる。子どもの養育の社会化に関心の高いフランスでは、全国規模の家族協会が強いリーダーシップをもって社会福祉の政策や活動のあり方にかかわっている。また子どもの親による自主組織も活発で、実際に多くの保育所が親の手で自主運営されている。フランスの家族政策の力点の一つは、子どもの余暇保障である。週末や長期休暇期間に自然豊かな環境で子ども同士または子どもと親および他の大人たちと交流する場所と機会が作られている。仲間づくり、家族交流、世代間交流が子どもの養育の主要な柱になっているのは、子どもも共同の主体であるからであろう。

③高齢者の生活に関する自立と共同

長い間、日本の高齢者は持ち家で子世代と同居する生活を望んできた。勤労者世帯の経済設計の第一目標として家屋の購入が挙げられ、家計貯蓄の多くの部分がそのために費消されてきた。これは、日仏米の所得構造において、高齢者の財産収入が日本では実収入の1%、フランスでは10%弱、アメリカでは10%強であることにもあらわれている。日本の高齢者は自分名義の家に成人した子どもや孫世代と住み、家族内で家事、介護、育児などの活動を交換するだけでなく、愛情の交流そして生きがいなど生活の全側面を家族と共有する生活像を築いてきた。しかしこの状況も現在では大きく変化しつつある。

他方フランスでは、100年以上かけて徐々に変化してきた家族の生活様式に対応する社会住宅や住宅手当があり、多様な社会福祉サービスがある。高齢者自身も子ども世代も同居志向は持たず、世話や介護が必要な時は社会福祉を利用するという生活が普及している。子どもや孫世代は近くに住み、情報機能や情緒的機能を役割としてしていることが多い。

日仏両国における高齢者関連サービスの需要が増大する中で、財政難と担い手不足が問題となっている。超高齢社会の共同の仕組みとしては、高齢者が高齢者を支える（高齢者共同）システム作りが必要であろう。またケア付き高齢者住宅、グループリビングなど個人の自立に配慮された共同の場もさまざまな形で作られるであろう。高齢者の生活に関する自立と共同のシステムは高齢期になってからでは間に合わない。中年期、向老期も含めた福祉環境作りが必要である。

(4) 社会福祉における自立と共同

①社会福祉費用に関する拠出と給付の世代間関係

2002年の日本の社会保障給付費は84兆円で国民所得の23%を占めている。内訳としては、年金53.1%、医療31.4%、福祉その他15.5%である。国民一人当たりの社会保障給付費は66万円で、一世帯当たりでは180万円である。社会保障給付費の内、高齢者関係給付費は56兆円で全体の69%を占めている。これに対して児童家庭関係給付費は全体の3.8%にとどまっている。児童家庭関係費の内訳は児童手当、児童扶養手当、児童福祉サービス、育児休業等で構成されている。

このように日本の社会保障給付は高齢者に集中しており、本研究で明らかにした家計の中で高齢期の社会保障給付が著しく高いこととも一致している。日本の勤労者世帯では、世帯主年齢が50歳代までは社会保障給付は実収入の数%にすぎないが、60歳代で16%、65歳以上では30%である。他方フランスの全世帯では、25歳以下21%、25~44歳12%、44~54歳9%、55~64歳43%そして65歳以上では80%を超えている。

このようにフランスでは全年齢を通して社会保障給付があるが、それを可能にしているのは国全体の

社会保障給付費の大きさだけでなく、年齢別配分バランスにもよっている。つまり2001年の社会支出の国民所得比は総額で39%であり、分野別順位は高齢14.5%、保健9.8%、家族3.8%であるように各世代分配型になっている。

上記の日仏比較の結果、日本の社会保障費用の拠出と給付を巡る世代間関係の調整案として次の点が挙げられる。第一に、子育て家計の負担軽減のための措置が必要である（児童手当の支給年齢の延長、手当額の引き上げ、所得制限の撤廃の他、保育料の代替払い、税制の改正等）。第二に、20～30歳代の住居費負担の大きい年齢層に住宅手当を支給する（住宅条件は非婚化、晩婚化にもつながっている）。第三に、教育費を軽減する等である。また保健と保険の連携強化、社会福祉組織の独立化、福祉教育の普及などにも積極的に取り組むことによって各世代の自立生活を支える共同の仕組みとしての社会保障が成り立つのである。

②社会福祉サービスに関する各世代の自立と共同

社会福祉サービスは、建前としては各世代の人々の自立を促すための方策である。しかし、実際には社会福祉サービスによって自立が損なわれる場合がある。介護保険の見直しの中でも介護サービス利用者の心身の状況は自立に向かわず依存を強めているケースもあることが懸念されている。2006年4月から適用される改正案では、予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスや居住系サービスの充実などが図られることになった。いったん動き出した介護保険を持続可能なものにするためには、要介護者とその家族の自立はもとより、サービス提供者が目先のニーズに過剰反応することなく高齢者の自立を支える社会的共同のシステムを築くという自覚をもって臨むことが重要であろう。

フランスには介護保険はないが、2002年から施行されている自律手当 (*allocation personnalisée d'autonomie*) がある。日本の介護保険との違いは、全額公費でまかなわれること、所得比例の利用料であることである。フランスでは高齢化の割に後期高齢者の割合が高くなっているが、その多くは自宅で一人暮らしあるいは高齢者だけで生活している。同別居を問わず家族のサポートを前提にしている日本と違い、在宅福祉サービスは高齢者が一人でも自立して生活できる仕組みとなっている。したがって家事援助、介護・看護サービスのほか、余暇援助、家計管理援助等生活全体を網羅するサービスが提供されている。そして何よりも生活の土台となる住宅支援があり、施設型の老人ホームのほか、さまざまな形態の高齢者住宅が整備されている。したがって要介護になっても、在宅維持 (*maintien à domicile*) が可能であるので、子ども世代、孫世代とは一定の距離を保って生活している。フランスの高齢者はこのように自立的であるが、家計のところをみたように他の世代との関係でみた相対的生活水準が日本より低いことには留意が必要であるだろう。

2015年にはベビーブーム世代が65歳に到達し、その10年後には日本の高齢人口は3500万人になると予測されている。少子化と相まって国際的にも未踏の超高齢社会になるわが国の各世代の人々が安心して生活できる生活保障体系とはどんなものなのか。世代間関係からみて次の点が重要であろう。第一には、各世代が既得権だけを主張しない。第二には、高齢者もできるだけ社会貢献する（就業だけでなく、社会参加による他世代への貢献等）。第三に、目前の利害だけを先行させた家族の生活設計や社会の制度設計をしない。

各世代が家族と社会において自由な意志をもって活動（自立）し、相互に活動し支え合える（共同）システムを構築するためには、当事者の参画参加と社会的責任をキーワードにした福祉改革が必要である。なぜなら主体的に社会とかかわらない個人や家族は既得権に縛られ前進できないからである。本研

究で明らかにしたような家族生活と社会福祉からみた世代間関係の歪みを正すことによって家族と社会の間に新しい公正と公共が拓かれる。

論文審査の要旨

松村祥子君提出の学位請求論文「家族生活と社会福祉からみた世代間関係—日仏比較研究—」は、日本、フランスの家計を対象として取り上げ、家族生活と社会福祉を世代間関係の視点から分析し、日本とフランスにおける社会福祉の負担と給付をめぐる世代間関係の構造的特徴を明らかにし、少子高齢化社会における世代間関係をめぐる社会的公正のあり方を解明しようとするものである。

1. 論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

はじめに

第1章 研究の背景

- 第1節 福祉改革と世代間関係
- 第2節 生活課題と世代間関係
- 第3節 日本人とフランス人の生活特性

第2章 研究視点と研究方法

- 第1節 研究視点
- 第2節 研究対象
- 第3節 研究方法

第3章 家計費からみた世代間関係

- 第1節 家計支出の世代間関係（日仏比較）
- 第2節 家計収入の世代間関係（日仏比較）
- 第3節 アメリカとの比較でみた日仏の特色

第4章 社会福祉とのかかわりでみた世代間関係

- 第1節 ライフサイクルと社会福祉制度（日仏比較）
- 第2節 児童福祉と子供の生活水準（日仏比較）
- 第3節 高齢者福祉と高齢者の生活水準（日仏比較）

第5章 各世代の自立と共同についての考察

- 第1節 家族生活における自立と共同
- 第2節 社会福祉における自立と共同

おわりに 一世代間関係と新しい公共一

謝辞

参考文献

添付資料

2. 論文の概要

第1章では、研究の背景として、現在、日本およびフランスで進行しつつある福祉改革と世代間関係、日本とフランスとの生活特性の相違およびそれと関連する生活課題と世代間関係について概観している。

第2章では、家族内の世代間関係と社会保険、社会福祉における世代間関係に相関関係（逆相関も含む）が想定されることを指摘した上で、社会保険、社会福祉の日本の特質を「生活機能補填型」、フランスのそれを「生活構造強化型」と規定する仮説を設定し、家計と社会福祉における世代間関係の違いについての検証が本論文の目的であることが述べられている。

また、この検証のための具体的対象として日仏の家計比較を取り上げるこの意味について、本論文筆者は、家計に社会的収入が含まれることから、家計の比較分析によって家族内世代間関係と社会的世代間関係を重層的に分析できるとしている。しかし、比較分析には、日仏の家計調査の対象世帯の違いや、費目構成の違いなどの方法的限界があり、それを調整した上で、日仏それぞれの家計の費目間の相対的構成比率を直接的比較の対象としたこと、および、日仏比較の結果をさらに相対化して見るために、アメリカの家計調査を利用したことが述べられている。

第3章では、まず、家計費からみた世代間関係のあり方の比較のために、日仏両国の全国規模の家計調査を使用し、消費支出、非消費支出、消費構造、所得の水準、所得構造、社会保障給付等に関する比較を行っている。日仏の家計調査は対象も方法も異なるため、直接比較することができないので、各国の全年齢層平均を100とした各年齢層の指数を出して相対的な位置をみるという方法を採用している。家計分析の結果、支出と収入について次のようなことを指摘している（1994～5年調査より）。

①一人当たり消費支出については、年齢層間格差の大きい日本に対して、フランスでは平準化されていること。②直接税が日本では高齢期に急下降するがフランスでは平均的水準であること。③食料費については、日本では35～44歳層で高く、フランスでは65歳以上で高いこと。④教育費は日本では5%、フランスでは1%未満の負担であること。⑤日本では50～54歳、フランスでは45～54歳で実収入が最大になっていること。⑥所得の構造では、勤労所得中心の日本に比べてフランスでは資産所得、社会保障給付など多様な所得があること。⑦高齢期以外の年齢層への社会保障給付（住宅手当、家族手当、失業手当等）が高いフランスとは異なり日本では老齢年金に偏した社会保障給付となっていることなどである。

ついで、社会福祉とのかかわりでもみた世代間関係のあり方を検討し、現在進行しつつある日仏両国における福祉改革について、社会保険分野の年金および医療制度における拠出と給付をめぐる世代間関係の再編、社会保険と社会福祉の交差する介護保障分野の金銭、物、サービス給付のあり方や小家族化、共働き化に対応する子育て支援、障害のある人の自立と社会参加、多様なサービス供給組織の参入と地方分権化の進行する地域福祉、失業への対応、若者の自立促進等の改革が抱える課題と取り組み方などの共通点が日仏両国間に見られることを挙げている。

しかし、19世紀末から100年余の間に、多角的な供給体制で利用制度としての社会福祉を形成してきたフランスと、近年変更されたとはいえ第二次大戦後50年間、行政主導型の措置制度で発達してきた日本の社会福祉には大きな相違があると、特に社会福祉と生活形成の関係をみると、「生活機能補填型」の日本に対して、フランスは「生活構造強化型」であるとの仮説を提示している。つまり、日本の社会福祉は生活困難に対して事後的に対応するが、サービス提供体制として制度と組織が分立してお

り、フランスの社会福祉では多角的で交差した組織から提供されるサービスを組み合わせながら生活水準を保障する仕組みになっていると主張している。特にフランスでは、家族政策と住宅政策が土台になっていることが特徴的であると指摘し、日本では、社会福祉がライフサイクルを通しての生活の継続と蓄積を促進しないために、各世代の自立が確立できず、家族内関係における世代間依存傾向が払拭できないばかりか、拡大する現象も出ているとしている。

第4章では、家計にみられる自立と共同のあり方を見るために、消費支出を世帯単位で取り上げ、30～40歳代の消費支出水準は、全年齢層平均の95%（日本）、115%（フランス）、112%（アメリカ）であるが、一人当たりになると80%（日本）、90%（フランス、アメリカ）であり、高齢期（65歳以上）に関しては、世帯単位で見た場合、平均値の85%（日本）、70%（フランス）、105%（アメリカ）であるが、一人当たりでは120%（日本）、100%（フランス）、105%（アメリカ）となっていることを明らかにしている。家計に現れるこのような年齢層別格差は、労働や消費の歪みを表しているだけでなく、社会保険、社会福祉の負担と給付をめぐる世代間の葛藤や対立の発生を示すものとしている（注 年代と世代は同一ではないが、本研究においては、日仏両国のある時点でのある年齢層がおかれている状況を世代として扱う）。そして、その一例として日本の若年層における国民年金の不払い率の高さを取り上げ、その理由を社会制度への不信感だけでなく、若い世代の家計費の余裕のなさが原因となっていると指摘し、さらに、各世代の家計の自立には家族構成員の必要を満たすだけでなく、他世代と比べて妥当な生活ができるという状況が必要であり、それゆえに、自分たちの世代の将来設計の見通しが無いのに、他の世代のための負担を受け入れるのが難しいからだとしている。個別家計の自立を支えるためには、特定の世代だけが社会制度の中で優遇されたり冷遇されたりしない均衡のとれた社会制度こそが必要であると主張している。

さらに第4章では、以上のような知見をもとに、子供世代と高齢世代を取り上げて、具体的に社会福祉における世代の自立と共同のあり方を論じている。

子どもの養育に関する自立と共同については、世帯類型別子どもの生活（消費）水準指数（全世帯平均を100としたときの相対的値）を比較して、日本では子どものいない夫婦150、子どものある夫婦98、単親世帯91であり、フランスでは子どものいないカップル122、子どものあるカップル86、単親世帯80であることを明らかにしている。両国共に子どものある世帯の生活水準は低いが、その差は日本52ポイント、フランス36ポイントで、日本の方が大きい。その理由を、フランスの子育て支援としては、金銭給付としての家族手当以外に、多様で充実した余暇保障や修学支援があること、特に週末や長期休暇期間に自然豊かな環境で子ども同士または子どもと親および他の大人たちと交流する場所と機会が作られていること、そこで育まれる仲間づくり、家族支援、世代間交流の諸活動の中で子どもの自立と共同の素地が作られているからだと指摘している。

つぎに、高齢者の生活に関する自立と共同については、全職業階層を100とした生活（消費）水準の一人当たりの値を見て、日本の高齢勤労者は116、高齢無職者は109、フランスの退職者は105であり、日仏ともに高齢者の生活水準は全職業階層の水準にはほぼ匹敵する平均的な水準にあるとしている。このような高齢者の生活水準は、両国ともに高齢者の生活が老齢年金によって支えられていることよると解釈できるが、そこには日仏の相違もまた存在するという。日本では高齢者の就業が一般的であり、さらに、これまでの日本の高齢世代は、持ち家および子ども世代との同居志向が強かったので、生活設計の第一目標として土地・家屋の購入が挙げられ、多くの家族が家と子どもを生活保障の絶対的基盤と

し、家族内世代間関係における金銭・サービス・住宅をめぐる交換を行ってきたことを指摘し、ここに日本における社会的世代間関係のゆがみがみられるとしている。それに対して、フランスでは、はすでに1960年代から高齢者の自立・自律生活のための公共住宅と社会サービスの整備によって地域と社会の世代間の相互援助関係が促されてきていることに注目している。

第5章では、社会福祉における自立と共同を検討の対象とし、社会福祉費用に関する拠出と給付の世代間関係を取り上げ、2001年のOECD基準の政策分野別社会支出(対国民所得)合計が、日本24%、フランス39%であり、特に日本の社会支出は高齢者関係費用に比重が高く国民所得比で10.8%(社会支出の45%)であるが、他方フランスの社会支出においては、高齢14.5%、保健9.8%、家族3.8%、住宅1.19%と各世代分配型になっていることを指摘している。

そして、上記の日仏比較の結果、日本の社会保障費用の拠出と給付をめぐる世代間関係の調整案として次の点を挙げている。第一に子育て家計の負担軽減のための措置が必要であること(児童手当の支給年齢の延長、手当額の引き上げ、所得制限の撤廃の他、保育料の代替払い、税制の改正等)。第二に20~30歳代の住居費負担の大きい年齢層に住宅手当を支給すること(住宅条件は非婚化、晩婚化にも繋がっている)。第三に教育費を軽減すること等である。また保健と保険の連携強化、社会福祉組織の独立化、福祉教育の普及などにも積極的に取り組むことによって各世代の自立生活を支える共同の仕組みが構築できると付言している。

この各世代の自立と共同をめぐる問題については、社会福祉は本来、各世代の人々の自立と共同を促す目的を持っているが、しかし、日本の社会福祉サービスは顕在化した生活困難に対処する「生活機能補填型」であるために、個人や家族は個別社会福祉サービスに依存する傾向があること、そして、それは縦割りで分断的な供給体制とともに家族の生活設計や社会の制度設計が長期的な見通しの下で継続的に積み上げられないことの原因となっており、したがってそこでは社会福祉サービスが各世代の自立と共同の促進につながらず、かえって世代間の葛藤と対立を増すことにもなっていると主張している。

これに対して、フランスの社会福祉サービスは各世代の生活基盤の確立をめざす「生活構造強化型」であるので、各世代の自立を推進していること、フランスでは、経済的な制度(l'economique)と対比して、社会福祉は社会的な制度(le social)と呼ばれており、社会的な制度が人と人をつなぐ役割を持っていること、フランスの社会福祉サービスは家族内世代関係の破綻から生じた生活困難への対処ではなく、家族内世代間関係を維持するための社会的支援(共同)を目指して実施されていることを明らかにしている。

3. 本論文の成果と課題

少子化と高齢化の同時進行を経験しつつある高度産業化社会において、もっとも重大な社会的問題のひとつに社会福祉改革がある。特に、わが国においては、戦後60年間、福祉国家建設を国として、積極的な政策展開を実現してきた。その結果として、年金、医療、介護、児童福祉などの充実が図られてきた。しかし、少子化、高齢化の進行が、戦後の諸政策を崩壊させかねない危機的状況をもたらしているとの指摘もされている。そうした状況下にあってもっとも重大な課題として取り上げられるのが、社会福祉における負担と給付の世代間不公平をいかにして公平なものにしようかという議論である。

本論文の目的が社会福祉と家族生活にみられる世代間不公平の実態を、日本とフランスの家計比較を通して分析し、社会福祉と家族生活における公平な世代間関係の構築と、新たな公共性のあり方の検討

にあることはすでに本論文の概要において述べておいた。

負担と給付の世代間不公平の比較分析においては、一般的には、各家族、各世代の家計の各費目に注目し、それらの日仏間の統計的、数量的比較方法がとられることが予想されるであろう。しかし、本論文では、家計の費目の内容の相違、対象世帯の相違などを考慮して、日仏の家計の単純な統計的、数量的比較を避けて、家計費目の内容の調整をした後、全世代の各費目の平均値を100として、日仏両国の家計を世代別の費目間の相対的比率で表現するという本論文独自の方法を採用している。その結果、日仏の家計における世代間関係をとらえることに見事に成功した(別紙参照)。この点は、本論文の第一の成果である。

次に、日仏の家計における費目間の相対的構成比率に見られる世代間関係を詳細に比較検討することを通して、わが国の社会福祉改革へ向けての、現実的かつ具体的な方向性の指針として、①子育て家計の負担を軽減するために児童手当をさらに充実すること(支給年齢の延長、所得制限の撤廃、児童養育費支援だけでなく保育料の代替払いなど)、②20~30歳代の住居負担の大きい年齢層に対して住宅手当を支給する(住宅条件は非婚化、晩婚化にも関連する)、③教育費を軽減することの三つを特に重要な点として挙げている。これらの点は一見、従来からの指摘とほとんど変わらないように見えるが、②の居住負担についての強調は注目すべき点である。近年は居住福祉といったこともわが国で注目されるようになってきている。この居住福祉の重要性を、日仏の家計における費目の相対的構成の世代間関係における比較を通して明確に証明したのは、本論文の第二の成果であるといえよう。

以上のように本論分は注目すべき成果を上げているが、若干の問題点を残していることも事実である。

第一に、本論文の方法論の中心的位置にある世代概念が、比較考察のために単純な年齢階層と同一視されている点である。そのために分析が特定の時間(1994~5年、1999~2000年)の横断的分析にとどまって、世代概念に見られる歴史的特質が背景化していることである。

第二に、既存の家計調査を使用したために、家計費目の内容や、調査対象世帯に日仏の間でかなりの相違があり、比較の正確さに若干の問題が残されていることである。

第三に、わが国の家計調査研究は、歴史的な生活構造の析出を課題として発展してきた歴史的経緯があるが、社会福祉改革の方針を問題とする場合には、この歴史的な生活構造の特質との関連からする考察が必要であったのではないかという点である。

しかし、これら問題点は、今後の研究において十分に展開可能であり、また調査については条件さえ整えばより正確な調査の実施が可能になり、より正確な比較研究が可能となると考えられるのであって、本研究の価値を損なうものではない。よって審査委員一同は本論文が慶應義塾大学大学院社会学研究科における学位(博士)を授与されるに相応しい業績と判断するものである。